

第5章 行為規制

5-1 法令等による保護措置

重要文化的景観選定申出対象区域内の景観及び土地利用は、下表のとおり各種法・条例によって保護されている。

表 5-1 保存管理の法令・条例の一覧

法令・条例	計画・対象範囲	許可・届出	行為規制の内容	所管・関係機関	
自然公園法	日高山脈襟裳十勝国立公園	特別地域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築 ・ 木竹の伐採 ・ 高山植物等の採取又は損傷 ・ 鉱物や土石の採取 ・ 河川、湖沼の水位・水量の増減 ・ 指定湖沼への汚水等の排出 ・ 広告物の設置等 ・ 物の集積（貯蔵） ・ 水面の埋立等 ・ 土地の形状変更 ・ 木竹以外の植物の植栽又は播種 ・ 動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷 ・ 動物の放出（家畜の放牧を含む。） ・ 屋根、壁面等の色彩の変更 ・ 指定区域内の立入り許可申請 ・ 指定地域での車馬等の乗り入れ 	環境省
		特別保護地区	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域における規制行為 ・ 木竹の損傷 ・ 木竹の植栽 ・ 家畜の放牧 ・ 物の集積 ・ 火入れ、たき火 ・ 植物の採取等、落葉落枝の採取 ・ 木竹以外の植物の植栽又は播種 ・ 動物の捕獲等 ・ 車馬等の乗り入れ 	
		普通地域	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な工作物の新築、改築、増築 ・ 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ・ 広告物の設置等 ・ 水面の埋立等 ・ 鉱物や土石の採取 ・ 土地の形状変更 	
森林法	保安林	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立木・立竹の伐採 ・ 土地の形質の変更（作業行為） ※作業行為…択伐・立竹の伐採、立木の損傷、下草、落葉又は落枝の採取、家畜の放牧、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為）	林野庁 （北海道水産林務部林務局 治山課森林保全係）	
		許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為 ※保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内に存する森林を除く。		北海道水産林務部林務局 森林計画課
		届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の伐採 ・ 森林の伐採後の造林 ※保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。		

平取町みどり豊かな環境保全条例	自然環境保全地区	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採 ・開発行為 	平取町
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用 	農林水産省 (北海道農村振興局農村政策部農村計画課)
	農業振興地域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用 ・開発行為(土地の形質変更、工作物の設置等) ・開発行為(宅地造成、土石採取、土区域画整理事業による土地の形質変更、建築物・工作物の新築・改築・増築) 	
農地法	農地	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用 	農林水産省
河川法	一級河川及び準用河川の区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水の占有 ・河川区域内の土地の占有 ・河川区域内の土地における土石等の採取 ・河川区域内の土地における工作物の新築、改築又は除去 ・河川区域内の土地における土地の堀削、盛土又は切土 	国土交通省
文化財保護法	建造物・家屋(指定文化財)	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・外観及び躯体の現状変更 	文化庁
	埋蔵文化財包蔵地	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・調査のための土地の発掘 ・土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的での発掘 	
	名勝(ピリカノカ)	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為 	
景観法、平取町景観づくり条例	景観計画重点区域(「重要文化的景観」地区)	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・開発行為(土地の区画形質の変更) ・木竹の伐採 ・水面の埋立または干拓 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・その他町長が景観づくりに影響を及ぼすおそれがあると認める行為 	平取町まちづくり課

5-2 景観法に基づく文化的景観の保存管理

重要文化的景観選定区域に対する景観法に基づく保護規制は、以下の通りである。

(1) 平取町景観計画、景観づくり条例における重要文化的景観選定区域の位置付け

景観法に基づく平取町景観計画では、平取町全域を景観計画区域として設定し、町全域の景観づくりの方針やその実現のための仕組み・基準を定めている。重要文化的景観選定区域は、景観計画における「重点区域」（「重要文化的景観」地区）として位置付けており、平取町文化的景観保存活用計画の内容をふまえ、景観計画区域よりも高い景観形成・届出の基準を定めている。また、平取町では、景観法の委任条例として「平取町景観づくり条例」を定め、主に行為の制限に関する事項を定めている。



図 5-2-1 平取町景観計画区域と重点区域

(2) 重点区域「重要文化的景観」地区の届出の基準について

平取町景観計画重点区域「重要文化的景観」地区における届出行為は、下表の通りである。

なお、国の機関又は地方公共団体が下表に記載された行為を行う場合、届出をすることは要しないが、あらかじめ、景観行政団体の長である平取町長にその旨を通知しなければならない。

表 5-2-1 届出が必要な行為(平取町景観計画第 3 章表より抜粋)

項目	重点区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の高さ(増築にあつては増築後の高さ)が 10m 以上又は地上 3 階建て以上のもの又は延べ面積(増築にあつては増築後の面積)が 1,000 m ² 以上のもの
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記工作物の種別ごとに定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するものに関しては、当該工作物の高さが 3m 以上のもの(景観基準の「壁状工作物」に該当) ・煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、記念塔、電波塔、観覧車、記念碑その他これらに類するものに関しては、当該工作物の高さが 15m 以上(景観基準の「塔状工作物」に該当) ・太陽光発電施設に関しては、出力 10kW 以上の発電を行うもの ・上記以外の面的に整備される工作物に関しては、当該工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 1,000 m²以上(景観基準の「面的に整備される工作物」に該当)
開発行為(土地の区画形質の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が 1,000 m²以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ 2m 以上のもの ・急傾斜地での土地の造成で、平均斜度 30 度以上かつ傾斜直高 10m 以上のもの ・出力 10kW 以上の発電を行う太陽光発電施設の設置に供する目的で行うもの
木竹の伐採	伐採(皆伐)面積が 5,000 m ² 以上かつ公道から望見できるもの
水面の埋立または干拓	面積が 1,000 m ² 以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が 1,000 m²以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ 2m 以上のもの ・急傾斜地での土地の造成で、平均斜度 30 度以上かつ傾斜直高 10m 以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m 以上又は面積 1,000 m ² 以上で堆積期間が 90 日以上のもの

※届出を要しない行為

- (1) 通常管理行為その他軽易な行為(定義は景観法施行令第 8 条を参照)
- (2) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 国又は地方公共団体が定める計画に基づく行為
 - 国有林：国有林の地域別の森林計画、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画に基づく森林施業及び森林施業に必要な行為(森林施業・保全・整備にかかる林道や土場等の整備、治山事業、災害復旧等の行為を含む)
 - 民有林：地域森林計画、市町村森林整備計画、森林経営計画森林経営計画に基づく行為(森林施業・保全・整備にかかる林道や土場等の整備、治山事業、災害復旧等の行為を含む)
 - 河川：河川整備計画及び河川維持管理計画に基づく行為
- (4) 国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号)第 2 条第 2 項に規定する国有林野事業としての行為

5-3 文化財保護法に基づく文化的景観の保存管理

重要文化的景観の重要な構成要素の滅失又はき損及び現状変更などがあつた場合の取り扱い、以下の通りである。

(1) 重要文化的景観の保護に係る届出が必要な場合

文化財保護法第 136 条および第 139 条に基づき、重要文化的景観の重要な構成要素の滅失又はき損及び現状変更などがあつた場合には、その所有者または占有者は、事前に平取町教育委員会と協議を行ない、文化庁長官へ届出を行うこととする。届出の基準は、重要な構成要素それぞれの価値によるものであるため、個票を参照すること。

なお、国又は国の機関が届出の対象となる行為を行う場合は、文化財保護法第 167 条に基づき文化庁長官へ通知することとする。

表 5-3-1 重要な構成要素に関して届出が必要な場合

法令	届出の種類		届出が必要な場合	届出日
文化財保護法 第 136 条	滅失	文化財としての価値が消失する程度の破損	消失、流失等により滅失した場合	滅失、き損を知った日から 10 日以内
	き損	文化財としての価値を著しく減じる程度の破損	災害等により大きく破損した場合	
文化財保護法 第 139 条	現状変更等	重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為	移転、除去、形状変更等、重要な構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更しようとする日の 30 日前まで

(2) 届出を必要としない場合

重要な構成要素の取り扱いにおいて、届出を必要としない場合に関する法令規則等の記載を以下の通り抜粋する。具体的な内容については、下記に示す法令規則等を参照すること。

表 5-3-2 届出を必要としない場合の規定

届出の種類	参照法令等	届出を必要としない場合の主な内容（抜粋）
滅失・き損	文部科学省令第十号 (平成一七年三月二八日) 第一 文化的景観の保護関係 1 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係 ウ 滅失又はき損の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生質の移動等） ・ 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為など） ・ 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造、漁業構造、の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工

		<p>事の施工に係る行為等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」などに基づく災害普及工事
滅失・き損	<p>重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則 第4条（滅失又はき損の届出を要しない場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為 ・国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為 ・土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造 ・林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為 ・重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為 ・道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業、基幹放送若しくは有線テレビジョン放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、電気事業の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為の用に供する蓄電用の電気工作
現状変更等	<p>文化財保護法 第139条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合 ・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合
	<p>文部科学省令第十号 （平成一七年三月二八日） 第一 文化的景観の保護関係 1 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係 エ 現状変更等の届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簀の移動等） ・農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林に保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等） ・農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等） ・公共施設の管理行為全般（公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱、地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む） ・地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
	<p>重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則 第7条（維持の措置の範囲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状に復するとき ・重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき ・重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

5-4 景観法及び文化財保護法に基づく文化的景観保存管理の手続き

文化的景観の保護管理における届出に係る手続きフローを以下の通り示す。

届出が必要と思われる行為の主体者は、その事業計画が発生した早期の段階で、平取町と協議を行うこととする。この協議プロセスを設定することにより、文化的景観の管理者である平取町は、文化的景観保護施策の強化を図るとともに、行為主体者の財産権の行使に不当な影響を与えないよう配慮するものとする。

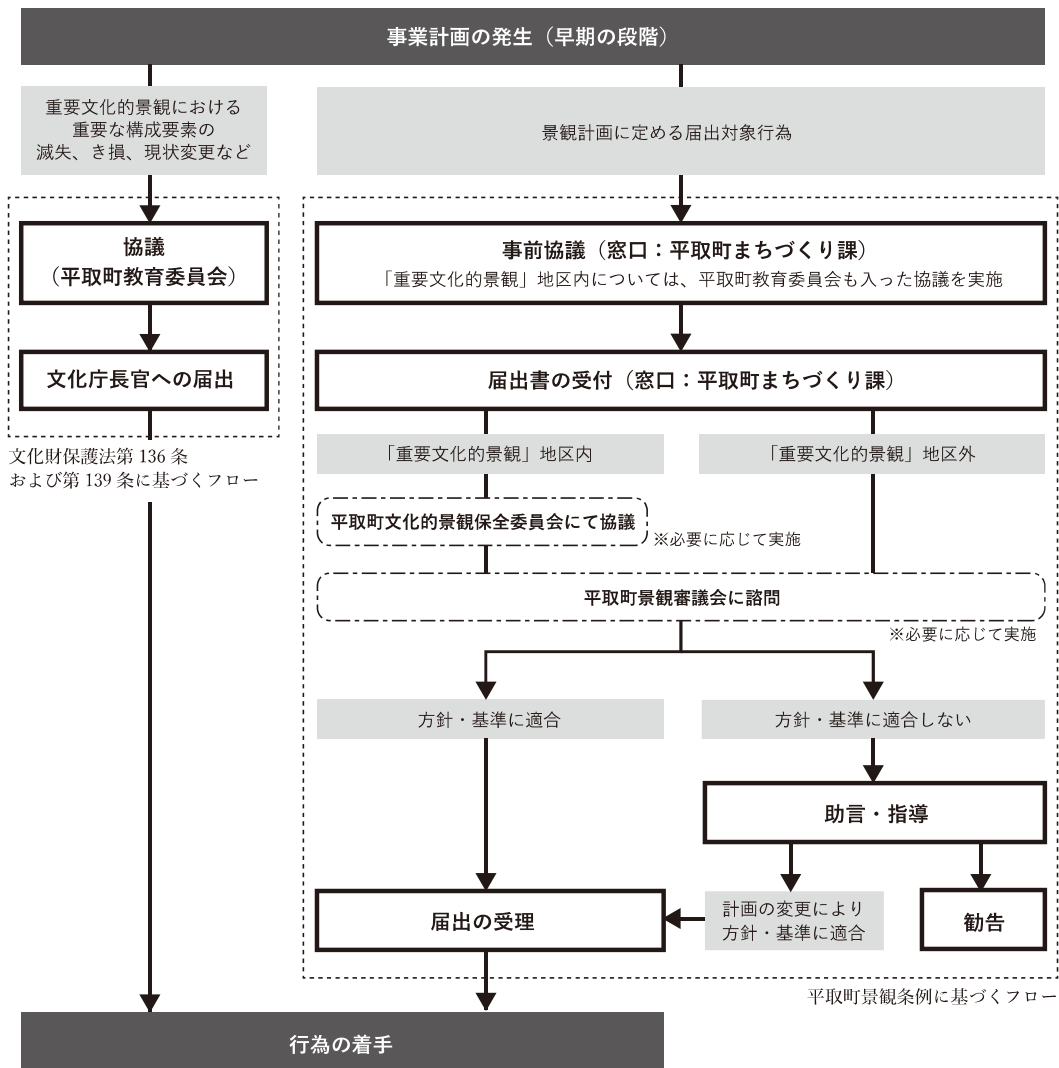


図 5-4-1 平取町における景観保護に関するフロー図

第6章 活用に関する事項

6-1 狩場としてのイウォロの保全と自然資源の利用

(1) イウォロの再生

かつて漁労・狩猟・採集の場として重要な役割を果たした水辺や森林等の環境においては、人々の暮らしの安全上行われる公共事業や産業・経済活動を継続しながら、現代にまで受け継がれてきた地域住民と自然との関係性をより良いかたちで回復させることを目指し、関係者間での連携のもと、地域の歴史文化の継承・振興を図るための整備に取り組む。

特に、アイヌの伝統工芸や食にとって重要であった動植物の保護・育成を行いながら、イウォロの環境を整備・保全する。

(2) 伝統的な工芸や産業との連携

イウォロの再生において得ることができる自然素材は、北海道で初めて伝統的工芸品に指定された「二風谷イタ」（盆）や「二風谷アットゥシ」（樹皮の反物）を代表とするアイヌの伝統工芸品の制作や食文化の復元活動において積極的に活用し、これらの活動が地域の生業として持続化されることを目指す。こうした活動においては、近代的な産業（農業・畜産業・林業）や現代的な要素も取り込むなどの新しい文化的価値の創造も行う。



写真 6-1 水辺の景観の保全、親水・里山利用の継承イメージ



写真 6-2 工芸品の制作・伝承

6-2 生活空間としてのイウォロの保全と現代・将来の生活文化との共存

(1) 人々の暮らしの持続を前提とする保全

平取町には、旧石器時代以降の遺跡、そしてアイヌ文化に関する伝承地や名勝地、遺跡地のほか、アイヌ語地名も数多く残されている。近代以降には、これらの土地の利用を引き継ぐかたちで近代的な市街地や水田・畑地・牧野などの生業景観が形成されてきた。このようないくつもの時代の要素の重なりが、平取という地域の独特な風土を形成している。今後は、これらの要素やその構造を保全しながらも、これからの人々の暮らしが継続される必要があり、そのため新しい景観要素や土地利用の適切な取り入れ方、あるいは修景について、関係者間での合意形成のもと行なっていくことで、発展的な景観づくりに取り組む。

(2) 文化的景観を通じて得られる歴史的知見を活かした住環境の整備

沙流川流域に古くから人々が暮らしていたことは、発掘調査や松浦武四郎による記録等により把握されている。特に河岸段丘上に多くの集落が立地していたことは、沙流川の氾濫を避けるための集落の立地であったと考えることができる。今後の市街地形成や住環境の整備にあたっては、こうした歴史的な知見をふまえ、災害に強く住みやすい住環境の整備につなげる。



写真 6-3 ニオイチャシ跡と水田景観

6-3 文化的景観の理解促進のための普及啓発、情報発信

(1) 地域の自然及び歴史文化の理解に必要な情報の集約と体系化

平取町では、文化的景観に関する事業をはじめアイヌ文化振興に関する各種取り組みの成果が膨大に蓄積されてきている。今後は、これらの情報を文化的景観の価値説明にそって体系化する。特に、現在 70 枚を超えている『文化的景観解説シート』については、今回の第四次選定申出の内容にあわせ、地域内外に向けて文化的景観を理解しやすくなるよう更新する。また、GIS（地理情報システム）を活用し、文化的景観の管理や教育・観光等における情報活用をより効率的に行うことを目指す。

(2) インタープリテーションシステム及びプログラムの強化

これまでアイヌ文化振興に関する事業が行われる中で、地域の自然および歴史文化、そして文化的景観に理解ある人材が育成されてきている。こうした人材の活用を基盤とし、各施設・団体と連携を行うことで、地域の歴史文化を理解しようとする地域住民や来訪者に適切に情報提供できるようその仕組み（インタープリテーションシステム）の構築を行う。そのためには、必要となる施設・環境の整備や各種連携を行う必要がある。具体的には、平取町立二風谷アイヌ文化博物館、沙流川歴史館、萱野茂二風谷アイヌ資料館、開拓財産展示施設、ノカピライウォロビジターセンター、イオル文化交流センターといった博物館関連施設と連携し、普及啓発の場を広げるよう努める。

また、文化的景観は、現地で実際に景観を見ることが重要であるので、エコツーリズムやヘリテージツーリズムなどの教育・観光プログラムの企画と連携させながら、文化的景観現地説明会などを実施し、継続的な普及啓発とその強化に取り組む。



写真 6-4 イオル再生における植樹体験

(3) 視点場とサイン整備

重要な構成要素の保全とともに、それらの構成要素が現地においてよりわかりやすく認識・理解できるよう、修景や視点場の整備、サインの設置が重要となる。これらの整備にあたっては、その優先順位を文化的景観の価値説明を軸に総合的な検討を行った上で課題を整理し実施する。特に古くから語り伝えられてきた口承文芸のモチーフとなった舞台においては、重点的な保全や整備に努める。

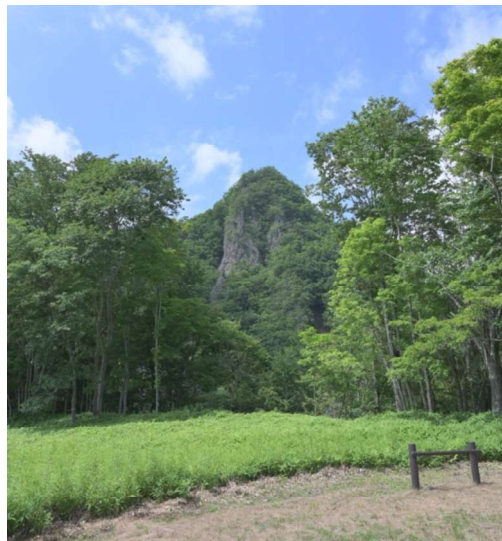


写真 6-5 ノカピライウォーク・ビジターセンターとともに整備された周辺の伝承地を巡るフットパスと視点場



写真 6-6 視点場に設置されたサイン

第7章 運営体制

7-1 運営の仕組み

(1) 協働による文化的景観の保存活用の体制

重要文化的景観に関わる事業は、文化庁及び北海道教育庁の指導・補助のもと実施する。

平取町重要文化的景観の保存活用は、平取町が主となり、重要な構成要素の所有・管理に関わる関係行政機関（国・道）や関係民間組織（自治会その他企業・団体等）、文化的景観保存活用の地域主体としての町民・活動団体等との連携協力により実施する。重要文化的景観の管理事務局は、平取町教育委員会文化財課が担い、本計画書に基づき文化的景観保全委員会において保存活用に関わる事業の合意形成・各種調整を行う。また、景観法及び景観計画に基づく景観行政について審議・助言を行う平取町景観審議会（事務局：平取町まちづくり課）とも連携し、重要文化的景観の面的な保護に努める。さらに、平取町重要文化的景観の価値の基層にあるアイヌ文化に関わる取り組みとの連携のため、平取町アイヌ総合政策推進協議会（事務局：平取町アイヌ施策推進課）と連携した体制により事業全体の運営を行う。平取町文化的景観保全委員会は、各主体をつなぐ連携協力の横糸として機能することを目指し、これらの多様な主体の参画と協働を進め、重要文化的景観制度の運営を推進する。

以上の保存活用においては、有識者に専門的・技術的な協力を仰ぐ体制を構築する。また、地域外の関係団体とも連携し、文化的景観の持続的な管理体制の強化や普及啓発に取り組む。

(2) データベースの構築

多様な主体との連携が想定されるため、各主体との情報共有を行うことのできるオンラインデータベースの構築を行う。特に、景観（環境）マネジメントを行うにあたっては、情報共有に加え各種解析を行うことのできる GIS（地理情報システム）を利用するなど、先進技術を用いた運営体制の強化にも努める。

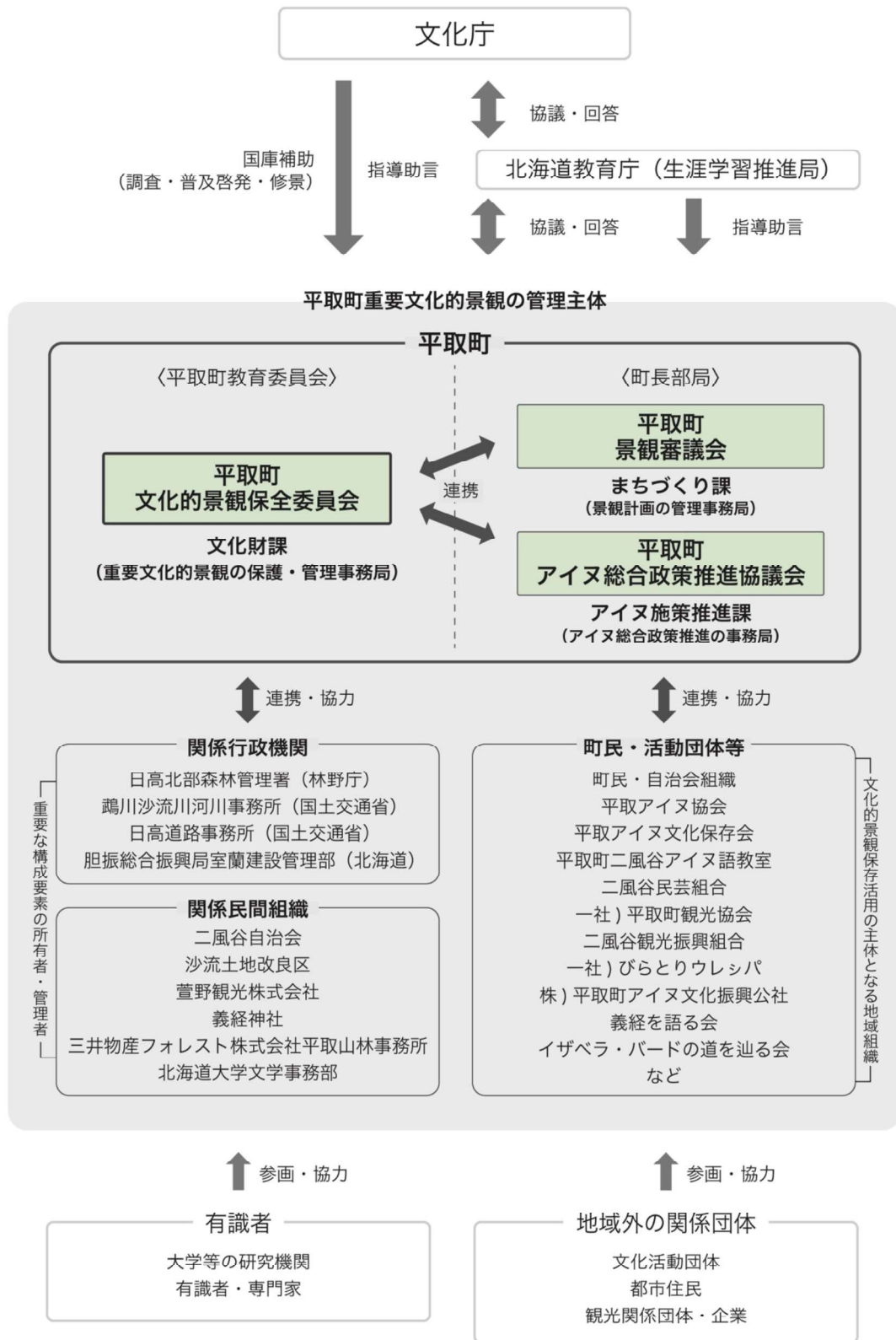


図 7-1 平取町重要文化的景観の保存活用の体制図

平取町文化的景観保存活用計画書
〈第四次選定申出版〉

2025（令和7）年 11月

発行 平取町（教育委員会文化財課）

